

令和8年度 農政課が所管する補助事業

問合せ先：長浜市役所農政課 TEL (0749) 65-6522

※予算の範囲内での補助となりますので、ご注意ください。
 ※下記内容の他にもご注意ください。詳しくについては市役所農政課へお問い合わせください。
 ※事前に発注(契約)したものは対象外です。

◆施設及び機械整備(市)

事業名	助成機関	補助対象及び補助対象経費	補助率等	上限金額	補助対象者	備考
園芸施設整備事業	市	園芸施設整備事業 (園芸施設用ビニールパイプハウス設置及び園芸施設野菜等の栽培に必要な施設整備に係る経費)	3/10以内	120万円	次の①、②いずれにも該当する者 ①市内に住所を有する販売農家 ②過去に当事業の活用実績がないこと	・ビニールハウスの面積は、1棟50平方メートル以上のものとし、施設設備の整備のみの場合は補助対象外とする ・園芸施設共済等に参加すること ・設置後5年間は園芸施設野菜等を栽培すること ・中古施設でも可(耐用年数が2年以上あるもの)
農業経営持続・効率化支援事業	市	(1)小規模農業者営農継続支援事業 農業機械の導入に係る経費	3/10以内	30万円	次の①、②、③、④いずれにも該当する者 ①市内に住所を有する販売農家、農業法人又は任意組織 ②経営面積が11ha未満 ③地域計画の目標地図に位置付けられている又は位置付けられることが確実と見込まれる ④過去に当事業を活用したことがない	・補助対象経費の合計が30万円以上であること ・1回限り ・中古機械でも可(耐用年数が2年以上あるもの) ・通信料、年間利用料等、機械本体以外の経費及びタブレット等汎用性の高い機械は対象外
		(2)スマート農業導入補助事業 次に掲げるいずれかのスマート農業技術の導入に係る経費 ・自動操舵システム(後付け型のみ) ・農業用ドローン ・リモコン草刈り機又は水田除草ロボット ・アシストスーツ ・AI・IoT機能を用いて遠隔で生産に必要な環境要素を制御できる装置		80万円	次の①、②、③いずれにも該当する者 ①市内に住所を有する販売農家、農業法人又は任意組織 ②経営面積が11ha以上 ③過去に当事業を活用したことがない	・補助対象経費の合計が30万円以上であること ・1回限り ・通信料、年間利用料等、機械本体以外の経費及びタブレット等の汎用性の高い機械は対象外
		(3)農業者育成事業 農業の基礎及び専門的な技術を習得するために必要な経費で次に掲げる経費。ただし、旅費、通信教育費、受講や試験を伴わない参考図書を購入は補助対象外。 ・授業料及び授業テキスト代 ・資格取得に係る受験料		3万円	交付申請時の年齢が50歳未満で、次のいずれかに該当する者 ①市内に住所を有する販売農家又は農業法人の役員 ②市内に住所を有する販売農家、農業法人に常時雇用されている者 ③市内に住所を有する任意組織の構成員	
若者就農支援事業補助金	市	(1)園芸栽培拡大促進支援事業 新設又は増設するビニールパイプハウス類の設置に係る費用及び経営の多角化を図るために必要な機械・施設設備の設置に係る費用。	1/2以内	200万円 ※ただし、機械・設備のみの購入は150万円	次の①～⑤いずれにも該当する者 ①市内に住所を有する販売農家 ②交付対象年度の4月1日以降に雇用時点で満39歳以下の者を常時雇用した経営体 ③申請時点において、農業経営実績が3年以上あり、かつ新たに常時雇用した従業員を除き1人以上常時雇用していること。 ④新たに常時雇用する従業員は、過去に農業者に雇用されたことがない又は、雇用契約時に市外に住所を有していること。 ⑤新たに常時雇用した従業員は、交付対象年度内に150日以上勤務すること	・1回限り ・ビニールハウス類についてはその面積が1棟50平方メートル以上とする ・園芸施設共済等に参加すること ・設置後5年間は園芸用施設として使用すること。 ・導入した設備・機械等は新たに常時雇用した者にも使用させること
		(2)スマート農業活用促進支援事業 ロボット技術やICT等の先端技術を活用し、省力化、高品質生産に必要な機械・設備等。	1/2以内	150万円		・1回限り ・通信料、年間利用料等、機械本体以外の経費及びタブレット等の汎用性の高い機械は対象外 ・導入した設備・機械等は新たに常時雇用した者にも使用させること

◆施設及び機械整備（国）

事業名	助成機関	補助対象及び補助対象経費	補助率等	上限金額	補助対象者	備考
担い手確保・経営強化支援事業	国	農産物の生産、加工、流通、販売その他農業経営の開始若しくは経営の改善に必要な機械又は設備の取得	1/2以内	法人 3,000万円 個人 1,500万円	各地域計画に位置づけられた中心経営体であり、かつ認定農業者、認定就農者、集落営農組織	<ul style="list-style-type: none"> 各事業費が50万円以上であること。 融資機関から行われる融資を活用すること。 最低でも助成後3年間は目標達成状況を報告する義務あり。 他要件多数
農地利用効率化等支援事業	国	各地域計画に位置付けられた経営体等が、地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、生産の効率化に取り組む等の場合に必要の農業用機械・設備の取得	3/10以内	300万円	各地域計画に位置づけられた中心経営体であり、かつ認定農業者、認定就農者、集落営農組織	<ul style="list-style-type: none"> 各事業費が50万円以上であること。 融資機関から行われる融資を活用すること。 目標達成するまで状況を報告する義務あり。 他要件多数
地域農業構造転換支援事業	国	地域の中核となって農地を引き受ける、地域計画に位置付けられた経営体が経営改善を図るために行う取組に必要な農業用機械・設備の取得	3/10以内	法人 3,000万円 個人 1,500万円	各地域計画に位置づけられた中心経営体であり、かつ認定農業者、認定就農者、集落営農組織	<ul style="list-style-type: none"> 各事業費が50万円以上であること。 最低でも助成後3年間は目標達成状況を報告する義務あり。 他要件多数

◆生産性の向上

事業名	助成機関	補助対象及び補助対象経費	補助率等	上限金額	補助対象者	備考
麦及び大豆の生産性及び品質向上補助金	市	水田における基幹作で、麦・大豆の作付けの団地化に対する支援 (1)ひとつの助成対象作物について、概ね1ha以上連担して団地が形成されていること。 (2)概ね2ha以上の団地が形成されており、ひとつの助成対象作物について概ね1ha以上作付けが行われていること。ただし、調整水田、保全管理等の不作付地は含まない。	定額	500円/10a	市内に住所を有する販売農家であり、かつ経営所得安定対策等交付金のうち、水田活用の直接支払交付金の申請者	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度で廃止した集落営農活動支援事業（ブロックローテーション実践集落補助金）の激減緩和措置 対象者に12月頃案内予定

◆人材育成

事業名	助成機関	補助対象及び補助対象経費	補助率等	上限金額	補助対象者	備考
新規就農者育成総合対策経営開始資金	国	次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立を支援する資金	定額	13.75万円/月 (165万円/年) ×最長3年間	独立・自営就農時年齢が原則50歳未満かつ就農後3年以内の認定新規就農者	その他多数要件あり。
新規就農者育成総合対策経営発展支援事業	国県	就農後の経営発展に向けた機械・施設等の導入に係る経費	国1/2 県1/4 本人1/4	補助対象事業費 上限500万円	独立・自営就農時年齢が原則50歳未満かつ認定新規就農者	その他多数要件あり。